

半田市上下水道経営アドバイザー設置要綱

(目的)

第1条 市は、水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の経営の健全化及び持続可能な事業運営の確保を図るため、専門的知見に基づく助言及び意見具申を行う者として、半田市上下水道経営アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

(職務内容)

第2条 アドバイザーは、上下水道事業の管理者（以下「管理者」という。）の求めに応じ、次に掲げる事項について、助言及び意見具申を行うものとする。

- (1) 上下水道事業の経営状況、財政構造及び将来見通しに関する事項
- (2) 中長期的な経営戦略、事業計画及び財政計画の策定又は見直しに関する事項
- (3) その他、管理者が上下水道事業の経営に関し必要と認める事項

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、上下水道事業の経営に関する専門的知見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

(定数及び任期)

第4条 アドバイザーの定数は、若干名とする。

2 アドバイザーの任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。

(謝金)

第5条 アドバイザーには、助言又は意見具申を行った1回につき、予算の範囲内で謝金を支払うものとする。

(庶務)

第6条 アドバイザーに関する庶務は、上下水道経営課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月18日から施行する。